

件名	愛媛県統計調査条例
主管課	統計課
根拠法令等	統計法（平成19年5月23日公布、21年4月1日施行）

【制定の概要】

1 目的

県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与する。

2 定義

- ・ 県統計調査 県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査（県がその内部において行う調査等を除く。）
- ・ 県基幹統計調査 県統計調査のうち特に重要なもので、知事その他の執行機関が指定したもの

3 県基幹統計調査の実施等

- ・ 県基幹統計調査の指定 その旨告示
- ・ 県（基幹）統計調査の実施 目的、範囲、事項、方法等についてあらかじめ告示
- ・ 県基幹統計調査の調査対象者に係る報告義務、資料提出義務、立入検査

4 かたり調査の禁止

県基幹統計調査の報告の求めであると誤認させるような説明により行う情報の取得の禁止

5 結果の公表

- ・ 県基幹統計調査の結果をインターネット等により速やかに公表
- ・ 県基幹統計調査以外の県統計調査についても同様（ただし、特別の事情があるときは除く。）

6 調査票情報の二次利用及び提供

県統計調査に係る調査票情報を利用することができる場合

- ア 統計の作成（本来作成予定以外の統計の作成）又は統計的研究を行う場合
- イ 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

県統計調査に係る調査票情報を提供することができる場合

- ア 国、地方公共団体等が ア、イを行う場合
- イ 規則で定める者（知事と共同研究を行う学識者等）が アを行う場合

7 適正管理義務

調査票情報の提供を受けた者（業務委託を受けた者を含む）は適正な管理に必要な措置を講じる。

8 守秘義務等

次の者に守秘義務を課する。

- ・ 調査票情報の提供（6）を受けた者で、取扱いに従事するもの等
- ・ 調査票情報の提供（6）を受けた者から業務委託を受けた者、当該業務に従事する者等

9 罰則

- ・ かたり調査（4）により個人等の情報を取得した場合
- ・ 守秘義務（8）違反の場合 外

10 愛媛県個人情報保護条例の一部改正（附則改正）

県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、従来どおり個人情報保護条例は適用しない。

施行日	平成21年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

統計法の全部改正に伴い、条例制定が必要となる理由

- ・ 調査票情報の二次利用や外部提供が条例に特別の定めがある場合を除き禁止とされたこと。
- ・ 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務違反に罰則が設けられたが、県統計調査には適用がなく、国と同様に罰則を課す必要があること。等

統計法全部改正の背景及び概要

別紙のとおり。